

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第51号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「空港対策課」を「空港対策課
国際課」に改め、「国際交流課」を削る。

第 2 条防災危機管理局危機対策課の項第11号及び第12号を削り、同条総務局総合調整部総合調整課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) ラリージャパンに係る企画及び調整に関すること。

第 2 条総務局総合調整部空港対策課の項の次に次のように加える。

国際課

- (1) 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 公館の管理運営に関すること。

(4) 名古屋国際センターに関すること。

(5) 公益財団法人名古屋国際センターに関すること。

第2条財政局税務部税制課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同部税務システム推進課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 税務総合情報システムの標準化に関すること。

第2条財政局税務部市民税課の項第1号中「の種別割」を削り、同課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部収納対策課の項第1号中「含み、軽自動車税の環境性能割を除く」を「含む」に改め、同条スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課の項第4号及び第5号中「同和問題の解決」を「部落差別の解消」に改め、同条観光文化交流局観光交流部国際交流課の項を削り、同条健康福祉局監査課の項に次の1号を加える。

(11) 保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。

第2条健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同課の項第7号及び第8号中「（障害企画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同課の項第8号を同課の項第9号とし、同課の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 権利擁護支援に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。

第2条健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の項第7号中「及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同局生活福祉部保険年金課の項中第6号を削り、同部医療福祉課の項第2号から第5号までの規定中「（保険年金課の主管に属するものを除く。）」を削り、同条子ども青少年局総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同局企画経理課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。

第2条子ども青少年局保育部幼保企画課の項第7号及び第8号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同部保育運営課の項第6号から第9号までの規定中「乳児等通園

支援事業」を「特定乳児等通園支援事業者」に改め、同局子ども未来企画部子ども未来企画課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) フリースクール等の支援に係る企画及び調整に関すること。

第2条住宅都市局監理指導課の項に次の1号を加える。

(8) 設計、調査等の委託及び工事に係るDXの推進に関すること。

第2条住宅都市局都市計画部交通事業推進課の項第2号中「新たな路面公共交通システムの導入の調整」を「SRTに係る事業の推進」に改め、同局住宅部住宅整備課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条緑政土木局河川部河川管理課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第5条第2項の表緑政土木局の項中「担当局長（道路・河川）」を「担当局長（公園緑地・農政）」に改める。

第6条第2項中「所属職員（」の次に「担当部長（アジア開発銀行年次総会に係る企画調整）、担当部長（国際都市化）及び」を加え、同条第8項中「担当部長（看護師確保に係る特命事項の処理）、」を削り、同条第13項中「担当局長（道路・河川）」を「担当局長（公園緑地・農政）」に、「道路及び河川」を「都市農業、公園緑地及び東山総合公園」に、「路政部、道路部及び河川部所属職員」を「農政部、緑地部及び東山総合公園所属職員（担当部長（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）及び担当部長（東山再生に係る総合調整）を含む。）」に改める。

第8条第1項の表防災危機管理局危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	4
-------------	---	---

第8条第1項の表総務局の項中

アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整	1	アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整に関すること。	1	を
----------------------	---	-----------------------------	---	---

アジア開発銀行年次総会に係る企画調整	1	アジア開発銀行年次総会に関すること。	1	に改め、同表
国際都市化	1	国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。	1	
アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整	1	アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整に関すること。	1	

観光文化交流局都市魅力・国際都市化の項を次のように改める。

M I C E 推進に係る特命事項の処理	1	M I C E 推進に係る特命事項の処理に関すること。	1
----------------------	---	-----------------------------	---

第 8 条第 1 項の表健康福祉局看護師確保に係る特命事項の処理の項を削る。

第 9 条第 1 項の表防災危機管理局危機管理に係る連絡調整の項を次のように改める。

危機管理に係る連絡調整	1	危機管理に係る連絡調整に関すること。	32
	2	危機管理に係る施策の推進に関すること。	

第 9 条第 1 項の表防災危機管理局危機管理・広域連携の項第 4 号中「東日本大震災の」を削り、同表総務局総合調整部アジア開発銀行年次総会に係る企画

調整の項を次のように改める。

アジア開発銀行年次総会に係る企画調整	1 アジア開発銀行年次総会に関すること。	2
--------------------	----------------------	---

第9条第1項の表総務局総合調整部の項中

「

公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。	1
	2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	

を

」

「

公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1
ラリージャパンに係る企画調整	1 ラリージャパンに係る企画及び調整に関すること。	1
国際都市化	1 局長の指定する国際都市化の推進に係る企画及び調整に関すること。	1
多文化共生の推進に係る企画調整	1 多文化共生社会の形成に係る施策の企画及び調整に関すること。	1

に改め、同局ア

」

ジア・アジアパラ競技大会推進部事業調整の項を次のように改める。

事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。	9
	2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。	
	3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。	

第9条第1項の表総務局市立大学部の項中

「

市立大学に係る特命事項の処理	1 市立大学に係る特命事項の処理に関すること。	1
----------------	-------------------------	---

を

」

「

市立大学に係る特命事項の処理	1 市立大学に係る特命事項の処理に関すること。	1
市立大学附属学校に係る調整	1 市立大学附属学校に係る調整に関すること。	1

に改め、同表財

」

政局税務部定額減税補足給付金の項を削り、同部固定資産評価審査委員会事務等の項第2号中「含み、軽自動車税の環境性能割を除く」を「含む」に改め、同部税務事務のデジタル化の推進・事務改善の項を次のように改める。

システム標準化・事務改善	1 税務総合情報システムの標準化に関すること。	1
	2 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。	

第9条第1項の表スポーツ市民局地域振興部の項中

区役所庁舎 関連施設整 備等	1 局長の指定する区役所庁舎に関連する施設の整備に関する事。	1	を
----------------------	--------------------------------	---	---

区役所庁舎 関連施設整 備等	1 局長の指定する区役所庁舎に関連する施設の整備に関する事。	1	に改め、同局人
地域コミュニ ティのあ り方検討	1 地域コミュニティのあり方検討に係る企画及び調整に関する事。 2 局長の指定する地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関する事。	1	
多文化共生 の推進	1 多文化共生社会の形成に係る施策の企画及び調整に関する事。	1	

権施策推進部同和問題等の項を次のように改める。

部落差別の 解消等	1 部落差別の解消に向けた施策の総合調整に関する事。 2 部落差別の解消に向けた施策の推進に関する事。 3 犯罪被害者等支援に関する事。 4 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関する事。 5 文化センターに関する事。	1
--------------	---	---

第9条第1項の表経済局商業・流通部市場整備推進の項を削り、同表観光文化交流局の項中

観光交流部	観光に係る受入環境の整備	1 観光に係る受入環境の整備等に関すること（国際交流課の主管に属するものを除く。）。	1	を
-------	--------------	--	---	---

	企画調整	1 局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。	1	
観光交流部	観光に係る受入環境の整備	1 観光に係る受入環境の整備等に関すること。	1	に改め、

同局観光交流部多文化共生・国際貢献の項を削り、同部MICE推進に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

MICE推進に係る特命事項の処理	1 MICE推進に係る特命事項の処理に関すること。	2
------------------	---------------------------	---

第9条第1項の表環境局事業部の項中

路上禁煙・ 住居の不良 堆積物対策 の推進等	1 路上禁煙に係る事業の調整及び推進 に関すること。	1
	2 ごみの散乱防止に関すること。	
	3 住居等の堆積物による不良な状態の 解消に係る対策の推進に関すること。	
	4 ごみの排出指導に関すること（資源 循環推進課の主管に属するものを除 く。）。	
	5 作業用自動車に関すること。	
	6 局長の指定する収集等に係る事業の 調整に関すること。	

を

資源収集に 係る特命事 項の処理	1 資源の収集に係る特命事項の処理に 関すること。	3
路上禁煙・ 住居の不良 堆積物対策 の推進等	1 路上禁煙に係る事業の調整及び推進 に関すること。	1
	2 ごみの散乱防止に関すること。	
	3 住居等の堆積物による不良な状態の 解消に係る対策の推進に関すること。	
	4 ごみの排出指導に関すること（資源 循環推進課の主管に属するものを除 く。）。	
	5 作業用自動車に関すること。	
	6 局長の指定する収集等に係る事業の 調整に関すること。	

に改め、同表健

D X の推進	1 D X の推進に関すること。	1	を
---------	------------------	---	---

D X の推進	1 D X の推進に関すること。	1	に改め、同局地
保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター	1 保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。	1	

域共生推進部バリアフリーの推進の項第 1 号中「（障害企画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同局高齢福祉部地域包括ケアの推進の項第 3 号中「及び権利擁護支援（障害企画課の主管に属するものを除く。）」を削り、同局生活福祉部保険年金システム再構築等の項を次のように改める。

保護費等の追加給付	1 生活保護法に準じた保護費等の追加給付に関すること。	1
-----------	-----------------------------	---

第 9 条第 1 項の表健康福祉局生活福祉部収納対策の項を次のように改める。

収 納 対 策	1 国民健康保険料の収納に関すること。	1
	2 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。	

第 9 条第 1 項の表健康福祉局健康部看護師確保に係る特命事項の処理の項を削り、同部医療関係施設に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

医療関係施設に係る特命事項の処理	1 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。	2
------------------	---------------------------	---

第 9 条第 1 項の表健康福祉局生活衛生部旅館業等の許可指導に係る企画調整の項を削り、同表子ども青少年局の項中

「

監査指導	1 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関する事	1
	2 局長の指定する監査に関する事	

を

」

「

監査指導	1 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関する事	1
	2 局長の指定する監査に関する事	
保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター	1 保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関する事	1

に改め、同局保

」

育部教育・保育施設における多様な保育等の推進の項及び指導・監査の項を次のように改める。

<p>教育・保育施設における多様な保育等の推進</p>	<p>1 教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び地域型保育事業者における多様な保育等の推進に関するすること。</p> <p>2 乳児等通園支援事業の企画、調整並びに設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関するすること。</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業者の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。</p>	<p>1</p>
<p>指導監査</p>	<p>1 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。</p> <p>2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。</p> <p>3 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。</p>	<p>1</p>

第9条第1項の表子ども青少年局保育部保育事業の項第2号中「乳児等通園支援事業」を「特定乳児等通園支援事業者」に改め、同表住宅都市局都心まちづくり部三の丸まちづくりの項を次のように改める。

三の丸まちづくり	1 三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。	1
	2 公有地の活用に係る調査、企画及び連絡調整等に関すること。	

第9条第1項の表住宅都市局都心まちづくり部まちづくり調整の項を削り、同部名駅周辺地下公共空間等の項を次のように改める。

名駅南地下公共空間等	1 名駅南地下公共空間整備に関すること。	1
	2 名駅南地区における公共空間の整備に関すること。	
	3 名駅南地区における民間再開発等に係る調整に関すること。	

第9条第1項の表緑政土木局路政部測量の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同局道路部名駅周辺地下公共空間の項を次のように改める。

名駅南地下公共空間	1 名駅南地下公共空間の新設及び改良の工事に関すること（住宅都市局の主管に属するものを除く。）。	1
-----------	--	---

第9条第1項の表緑政土木局道路部名城公園地下横断歩道の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 名古屋国際センター条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第17条中「観光文化交流局」を「総務局」に改める。